

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動・退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

給与者（特別徴収義務者）		所在地			〒				担係氏名		課税関係		特別徴収指定番号		年度	
亀岡市町村民		亀岡市〇〇町〇番地							乙野 花子		総務課給与係		5年度		宛番号	
令和〇〇年〇月〇日提出		(株) 亀岡							0000-00-0000		0000-00-0000		6年度		00000000	
フリガナ		ゼイム タロウ			新				特別徴収税額 (年税額)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
氏名		税務 太郎			姓				(ア) 49,200		令和〇〇年〇月〇日		※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		番号を記入	
生年月日		3 - 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 30 年 1 月 17 日			(イ) 16,400				例) 11月10日納期限分の場合→10月分		9 月 17 日		1. 転勤・転籍		番号を記入	
個人番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			(ウ) 32,800				徴収済税額		未徴収税額 (ア)-(イ)		2. 退職		1 特別徴収継続	
住所		1月1日現在 亀岡市安町〇番地			円				9 月分		5 月分		3. 死亡		2 一括徴収	
異動後		京都市〇区〇番地			円				10 月分		10 月分		4. 休職		3 普通徴収 (本人が納付)	
					円				11 月分		11 月分		5. 長欠			
					円				12 月分		12 月分		6. 支払少額			
					円				1月分		1月分		7. 支払不定期			
					円				2月分		2月分		8. その他			
					円				3月分		3月分		8. その他の理由を右欄へ記入			

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）		〒			特別徴収指定番号				担係氏名		新しい勤務先へは、		月割額		円		を		月分	
フリガナ									氏名		月割額		円		を		月分		(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
									電話番号		受給者番号								※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
									法人番号		納入書の可否		(新規の場合のみ記載)						番号を記入	
									※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		必要								1 必要 2 不要	

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。			徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入				円		左記の一括徴収した税額は、		月分 (翌月10日納期限) で納入します。	
1		2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。												

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。							旧特別徴収処理欄		5年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更		入力者		点検	
1		1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。									6年度		月分以降の月割額は		2 普通徴収切替					
		2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。													3 一括徴収					
		3. 死亡による退職のため。													4 その他					

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。